

作成方法・記入例

給与所得者異動届出書（以下、異動届とする）を作成する場合、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」を参照しながら、作成していただくとなります。

下表は異動届を作成する上でよくあるお問い合わせの一覧になります。作成の際、参照して下さい。

次ページ以降は「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)」の確認ポイント及び異動届の記入例になります。

よくあるお問い合わせ

番号	分類	内容	回答
1	提出方法	書類を作成後、どのように提出すればよいですか？	郵送提出を原則でお願いします。
2	提出期限	いつまでに提出すればよいですか？	提出は状況が確定次第早急に提出して下さい。なお、提出が遅れた場合、督促状が届く可能性があります。
3	転勤	転勤の場合、どのように書類をやりとりすればよいですか？	やり方として2通りの方法が想定されます。 ①転勤前の事業所が記入できる部分を作成して、その書類を退職者に渡し、転勤先に渡すことで書類が完成し、さいたま市に提出していただく。 ②転勤前と転勤先の担当同士で相談して作成する。
4	通知	退職の届出を提出したのに、退職の通知ではなく、課税を更正したという通知や非課税の通知が届いた。なぜですか？	さいたま市の中で課税を更正するタイミングと退職の処理をするタイミングがうまくいかず、課税を更正したという通知が送付される場合があります。引き抜くように努めてはおりますが、会社に届いてしまった場合は大変申し訳ありませんが、破棄していただきますようお願いいたします。 また、非課税の通知につきましては、特別徴収対象の方については非課税であっても通知を送付しています。送付後に処理した課税資料により税額が発生する場合があります。
5	納入書	納入書は同封されていないがなぜですか？	特別徴収義務者が納付用に使用する納付書については、金額が変更するケースが多く、金額訂正が可能な納入書を採用しています。そのため、金額が変わった場合、二重線で修正の上で変更後の金額を記載し、納入してください。
6	納期の特例	納期の特例中であるが、従業員が退職になった場合、納付はどのようにすればよいか。	納期の特例が適用されている事業所につきましてはその前に退職した場合でも納期限に変更はないため、金額を訂正して、納付して下さい。
7	提出先	年度ごとに市区町村が異なる場合、1つの市区町村に提出すれば回送してもらえるのか。	さいたま市においては、賦課期日時点（1月1日）でない場合、回送はしておりません。そのため、対象者の賦課期日時点の住所を確認した上で提出して下さい。

330-9586
さいたま市浦和区常盤△-△-△
株式会社 さいたま市

特別徴収税額			課税人員			非課税人員		
月	人数	納付額	月	人数	納付額	月	人数	納付額
6月分	1	10,000	12月分	1	10,000			
7月分	1	10,000	1月分	1	10,000			
8月分	1	10,000	2月分	1	10,000			
9月分	1	10,000	3月分	1	10,000			
10月分	1	10,000	4月分	1	10,000			
11月分	1	10,000	5月分	1	10,000			

地方税法第41条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びにさいたま市市税条例第38条の規定によって、令和 ○ 年度給与所得等に係る市民税及び県民税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

印

指定番号	宛名	市町村	111007	受給者	特別徴収	納付	6月分	10,000	10月分	10,000	2月分	10,000	摘要
	住所(1月1日現在)	氏名		個人番号	税額	120,000	7月分	10,000	11月分	10,000	3月分	10,000	
	さいたま市浦和区常盤□□□□	橋本 一郎					8月分	10,000	12月分	10,000	4月分	10,000	
							9月分	10,000	1月分	10,000	5月分	10,000	

指定番号	宛名	市町村	111007	受給者	特別徴収	納付	6月分		10月分		2月分		
	住所(1月1日現在)	氏名		個人番号	税額		7月分		11月分		3月分		
							8月分		12月分		4月分		
							9月分		1月分		5月分		

★異動届を作成する際に確認すべき場所を、太枠で囲んでいます。
 ---異動届の右上に記載欄---
 指定番号：当年度に対して、さいたま市が設定した指定番号になります。(なお、合併や分社により指定番号が当年度以外では変わることがあります。)
 宛名番号：従業員の番号になります。
 ---異動届の真ん中左側に記載欄---
 氏名・住所
 ---異動届の真ん中に記載欄---
 特別徴収税額：(ア) 特別徴収税額(年税額)になります。
 各月の税額：(イ) 徴収済額と(ウ) 未徴収税額は例を参照して下さい。
 例) 6月から10月まで徴収済。11月から翌5月までに未徴収。この場合、(イ) 50,000円、(ウ) 70,000円になります。

指定番号	宛名	市町村	111007	受給者	特別徴収	納付	6月分		10月分		2月分		摘要
	住所(1月1日現在)	氏名		個人番号	税額		7月分		11月分		3月分		
							8月分		12月分		4月分		
							9月分		1月分		5月分		

この通知書の記載事項に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3箇月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

特別徴収義務者名	氏名又は名称	個人番号又は法人番号
	株式会社 さいたま市	△△△△△ △△△△△ △△△△△

記入例①

普通徴収（例：退職して徴収方法を本人納付の普通徴収へ変更する場合）

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

さいたま市長殿 令和〇年△月△日提出	〔特別徴収義務者〕 給与支払者	所在地	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤△-△-△										特別徴収義務者指定番号	0000180003			
		フリガナ	カブシキガイシャ サイトマシ										宛名番号	00001			
		氏名又は名称	株式会社 さいたま市										所属	給与			
		個人番号又は法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担連当絡者先	氏名	さいたま 花子				電話	048-858-〇〇〇〇 内線()					
給与所得者	フリガナ	サイトマ イチロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	埼玉 一郎															
	生年月日	19××年 ××月 ××日															
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□□□															
	受給者番号 (任意)																
	1月1日現在の住所	さいたま市浦和区常盤□-□-□															
異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください										120,000 円	50,000 円	70,000 円	20××年 10月 31日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額 6. 合併 7. その他 事由・理由	3. 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
新しい勤務先へは、月割額_____円を □□ 月分 (翌月10日納入期限分) から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
受給者番号 (任意)			
納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	□	右から番号を記入	1. 必要 2. 不要

10月末退職で10月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を11月分から普通徴収に変更する場合。

(ア) 特別徴収税額 (年税額) 120,000円 (〇年6月~□年5月分)
 (イ) 徴収済額 50,000円 (〇年6月~〇年10月分)
 (ウ) 未徴収税額 70,000円 (〇年11月~□年5月分)
 ↑普通徴収税額

2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため

月 日 円

左記の一括徴収した税額は、□□ 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

記入例②

一括徴収（例：退職して残る徴収税額を一括して徴収・納入する場合）

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

さいたま市長殿 令和〇年△月△日提出		所在地 〒330-9586 さいたま市浦和区常盤△-△-△	特別徴収義務者 指定番号 0000180003
フリガナ サイタマ イチロウ		宛名番号 00001	所属 給与
氏名又は名称 株式会社 さいたま市		担連当絡者先 氏名 さいたま 花子	電話 048-858-0000 内線()
個人番号 又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇		←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	

給与所得者	フリガナ	氏名	生年月日	個人番号	受給者番号(任意)	1月1日現在の住所	異動後の住所	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	サイタマ イチロウ	埼玉 一郎	19××年 ××月 ××日	□□□□□□□□□□□□		さいたま市浦和区常盤□-□-□	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください	120,000 円	50,000 円	70,000 円	20××年 10月 31日	1. 退職 2. 転職 3. 休職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)

号様式（用紙日本産業規格A4）
（第十条関係）

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 特別徴収義務者 指定番号	〒	10月末退職で10月分まで特別徴収した給与所得者の残りの税額の徴収方法を11月分で一括して納入する場合。	分割額 _____ 円
所在地	〒	(ア) 特別徴収税額(年税額) 120,000円(〇年6月~□年5月分)	納入期限分) から
フリガナ		(イ) 徴収済額 50,000円(〇年6月~〇年10月分)	連絡済みです。
氏名又は名称		(ウ) 未徴収税額 70,000円(〇年11月~□年5月分)	
↑一括徴収額(納入額と同額)			1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 10月 31日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 70,000 円	左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入し
--	-------------------	-----------------------------	---

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下で 3. 死亡による退職であるため	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、一括徴収が基本となります。
--	---

記入例③

特別徴収の継続 (例：転勤先・再就職先で引き続き徴収する場合)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

前勤務先が記入する箇所

特別徴収義務者ごとに指定番号
を設定しております。

さいたま市長殿 令和〇年△月△日提出		所在地 〒330-9586 さいたま市浦和区常盤△-△-△	特別徴収義務者 指定番号 0000180003	1. 現年度	2. 新年度
フリガナ サイタマ イチロウ		氏名又は名称 株式会社 さいたま市	宛名番号 00001	所属 給与	
氏名 埼玉 一郎		個人番号 又は法人番号 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	担連 当絡 者先 氏名 さいたま 花子	電話 048-858-〇〇〇〇	
「個人番号」は記入しないで、新勤務先に提出します(新勤務先で記入してください。)					
給与 所得者	フリガナ サイタマ イチロウ	特別徴収税額 (年税額) 120,000 円	徴収済額 50,000 円	未徴収税額 (ア)-(イ) 70,000 円	異動 年月日 20××年 10月 31日
受給者番号 (任意) 1月 現在の 異動後 住所	10月末退職で10月分まで特別 徴収した給与所得者が11月から 新しい会社で特別徴収する場合。	6月 10月	11月 5月	2	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)
		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		右から 番号を 記入	

号様式 (用紙日本
格A4)
(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指定番号 0000101184	前勤務先で月割額10,000円 と11月分を記入して下さい。	新しい勤務先へは、月割額10,000 円を
特別 徴収 義務 先	所在地 〒330-〇〇〇〇 さいたま市大宮区吉敷町△-△-△	フリガナ カブシキガイシャ オオミヤクヤクシヨ	氏名 さいたま 太郎	11月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
氏名又は名称 株式会社 大宮区役所		担当者 連絡先 氏名 電話 048-646-〇〇〇〇 内線()	受給者番号 (任意) 00005	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 2 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合		徴収予定月日	徴収 (上記(ウ)と)
理由 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日	

3. 普通徴収の場合		※市 町村 記入 欄
理由 右から 番号を 記入 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため		

新勤務先が記入する箇所

さいたま市の指定番号をお持ちでない場
合は未記入でかまいません。
前勤務先で記入した金額や開始月を訂正
する場合、二重線を引いて修正してくださ
い。

記入例④

既に提出した給与支払報告書について、異動が生じた場合

給与支払報告書
特別徴収

「給与支払報告」を○して下さい。

に係る給与所得者異動届出書

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

さいたま市長殿 令和○年△月△日提出		給与支払者 〔特別徴収義務者〕	所在地	〒330-9586 さいたま市浦和区常盤△-△-△		特別徴収義務者指定番号	0000180003		
			フリガナ	カブシキガイシャ サイタマシ		宛名番号	00001		
			氏名又は名称	株式会社 さいたま市		所属	給与		
			個人番号又は法人番号	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		氏名	さいたま 花子		
			←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載		担連当絡者先	電話	048-858-○○○○ 内線()		
給与所得者	フリガナ	サイタマ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	氏名	埼玉 一朗							
	生年月日	19××年 ××月 ××日							
	個人番号	□□□□□□□□□□□□□□							
	受給者番号(任意)								
	1月1日現在の住所	さいたま市浦和区常盤□-□-□							
	異動後の住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください							

号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	(新規)	法人番号			新しい勤務先へは、月割額_____円を	
	所在地	〒		担当者連絡先	所属	_____月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ			氏名	氏名		
	氏名又は名称			電話	内線()	受給者番号(任意)	
						納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄